

長野・屋代遺跡群（上信越自動車道関係）
(第一八号)

1 所在地 長野県更埴市雨宮・屋代

2 調査期間 一九九四年度調査 一九九四年(平6)四月1~

3 発掘機関 (財)長野県埋蔵文化財センター

4 調査担当者 寺内隆夫・島田正夫・平出潤一郎・水沢教子・

宮島義和ほか

5 遺跡の種類 集落・祭祀・溝・水田跡

6 遺跡の年代 繩文時代~近世

7 木簡の釁文・内容

屋代遺跡群は、千曲川の右岸の自然堤防上に立地する縄文時代から近世にかけての複合遺跡である。上信越自動車道建設工事に伴つて約四六〇〇〇m²が調査されたが、このうち集落を横切る湿地状の流路と溝から、七世紀後半から九世紀中頃にかけての一七点の木簡が出土した。その概要は既に本誌第一八号で紹介している。

木簡の報告書として「長野県屋代遺跡群出土木簡」を刊行したが、その後真空凍結乾燥法による保存処理を行なったことにより文字が鮮明になった結果、釁文を訂正するに至った木簡が一七点存在する。

また、木製祭祀具の整理中に新たに四点の木簡が発見された。ここでは、それらの木簡のうちの主要なものを報告する。既発表木簡の訂正分が(1)～(21)、新出木簡が(22)～(24)である。

- (1) 「。 戊戌。年八月廿日 酒人ア□荒馬□東酒人ア□□□東」
 　○ 宍ア□□□□ □□ア□人ア大万呂 宍人ア万呂
 　　〔廿カ〕 〔大万廿カ〕 〔大万廿カ〕

(2) 「。 「符 更科郡司等 可□□□□」
 　　〔致カ〕 〔參カ〕

(3) 「。 「「田口大矢ノ御酒」〔別筆1〕」
 　　〔田口大矢ノ御酒〕
 　　〔人カ〕
 　　(313)×(34)×4 019 18(8) 第一五号

(4) 「。 「「他田舎人」古麻呂」
 　　(132)×(36)×4 019 18(13) 第四六号

(5) 「。 「等信郷和點」
 　　〔書生カ〕 〔酒カ〕

(6) 「。 「社 事 □□□□□□□一人令急」
 　　〔主帳〕 〔参カ〕
 　　(380)×(50)×4 065 18(19) 第七二号

(7) 「。 「九々〔八十カ〕〔八九カ〕〔一カ〔七九カ〕」
 　　〔九九カ〕 〔九九カ〕 〔九九カ〕
 　　□九冊 四九冊 三九廿七 二九十八

(8) 「。 「「五月廿日 稲取人 金刺マ若侶廿」
 　　〔六カ〕 〔八カ〕 〔八カ〕
 　　五八冊 □□ 三八廿四 一八十六
 　　(335)×(55)×5 019 18(24) 第八一号

(9) 「。 「「九十廿卅 人人 見諸遠道述為」
 　　〔人カ〕 〔人カ〕 〔人カ〕
 　　□□□田□□
 　　(288)×(55)×4 019 18(25) 第八七号

(10) 「。 「「金刺舍人 人是人人 見諸遠道述為」
 　　〔人カ〕 〔人カ〕 〔人カ〕
 　　□□□□□□□

訳文の訂正と追加

(22)

「□□□

(23) 「九カ」
・ □□□

(24) □□□□

(25) □廿一日

(101)×17×13 019 第一一七号

(125)×27×8 019 第一一八号

136.8×20×6 019 第一一九号

(89)×25×6 059 第一一〇号

(4) は、「長野県屋代遺跡群出土木簡」では、表面冒頭三文字目を「団」と判読したが、保存処理後の再調査で「国」とすべきであることがわかった。また、裏面には二行にわたって「田」の面積と石数が記されている。本木簡が二次的に転用されている」と(「同書」第四章参照)から判断して、本来の木簡は天地・左右とももう少し大きく、記載が三行以上にわたっていた可能性もある。裏面は、耕地の名(田の名)・面積・石数という配列で記載された部分を含む木簡であつた可能性を指摘できる。一方表面の「信濃国道更科郡□□□」については、裏面の耕地の所在地である可能性があるが、国名と郡名の間の「道」の理解が困難である。また「信濃国道」を人名と考え、裏面の耕地の所有者と考える可能性もある。

(12)は両端が鋸歯状に加工され、上下両端および中央やや上部に合計六つの孔があけられた特異な形態をもつ。本木簡については傳田「七世紀の屋代木簡」(本誌第二〇号)参照。

(15)は「論語」為政篇にある「子曰。学而不思則罔。思而不学則殆」の冒頭部分六文字に比定される。ただし四文字目の「而」は、(15)では「是」と記されている。(17)は「論語」學而篇の「子曰。学而時習之。不亦説乎。有朋自遠方來。不亦樂乎。人不知。而不慍。不亦君子乎。」の傍点を施した部分の九文字に比定した。(15)(17)については傳田「七世紀の屋代木簡」(前掲)参照。

(19)の「倉科郷」は、「和名類聚抄」高山寺本および流布本の訓では「久良之奈」で、現在の更埴条里遺跡の東、森および倉科地区を中心とする地域に比定される。中世には倉科庄としてその名がみえる(「吾妻鏡」文治二年三月十二日庚寅条)。

(23)は下端は二次的切り折り。下端は一次的な切り。二字目は「文」または「女」の可能性が高い。(25)は上半部は欠損。下先端部欠損。下端の形状および日付の存在から、荷札木簡の下部の日付部分にあたるか。

木簡の解読および釈文の作成は、平川南(国立歴史民俗博物館)、山口英男(東京大学史料編纂所)、鐘江宏之(弘前大学)、福島正樹・傳田伊史(長野県立歴史館)を中心に、長野県埋蔵文化財センター屋代遺跡群整理担当の調査研究員で構成される木簡検討委員会によって、一九九八・九九年度に行なわれた。今回の釈文と解説は、木簡検討委員会による「更埴条里遺跡・屋代遺跡群—総論編—」所収の「付章 屋代遺跡群出土木簡補遺」に依拠している。なお「屋代木

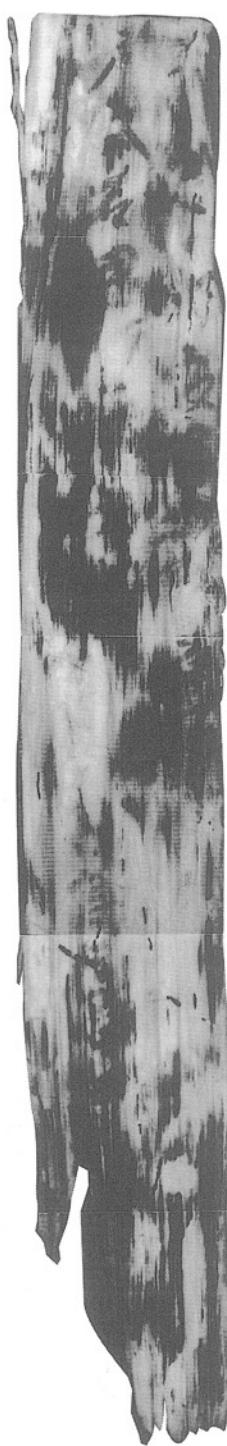
积文の訂正と追加



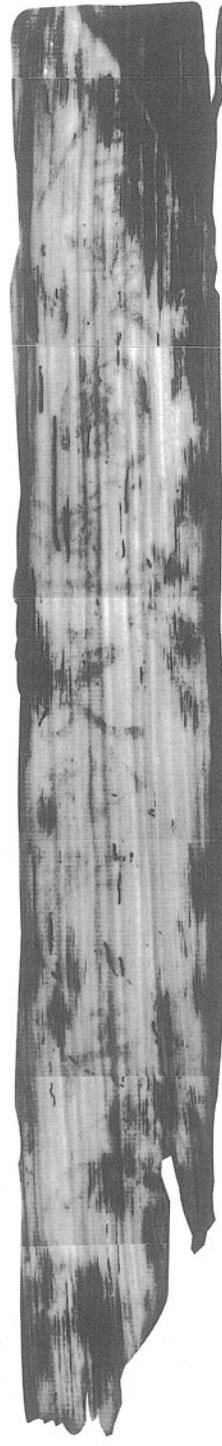
(17) 表



(15)



(4)
(赤外線画像)



(4)

簡」関係文献は8に掲げる三冊で、二〇〇〇年度をもつて報告を完了した。

8 関係文献

群馬・前橋城遺跡（第一九号） まえばしょじょう

1 所在地	群馬県前橋市大手町
2 調査期間	第五次調査 一九九四年（平6）四月～一〇月
3 発掘機関	群馬県教育委員会
4 調査担当者	赤山容造・巾 隆之・相京建史・桜岡正信・
5 遺跡の種類	井川達雄・藤巻幸男・片野雄介・高島英之ほか 集落跡・城跡
6 遺跡の年代	九世紀～一九世紀
7 木簡の釈文・内容	

発掘調査は一九九二年一月から一九九六年五月まで七次にわたりて行なわれ、木簡は一九九三年四月から一〇月まで行なわれた第三次調査で検出された一号井戸から一点（本誌第一九号）、一九九四年四月から一〇月まで行なわれた第五次調査で検出された七号井戸から二点（本誌第一七号）、一五号井戸から一点（本誌第一九号）、六九号井戸から七点（本誌第一九号）の計一点が出土している。紀年銘を有するものは一点も無いが、遺構の状態や伴出遺物などからいざれも近世のものと考えられる。

今回報告するのは、第五次調査で検出された六九号井戸から出土した木簡のうち、その後の整理作業の中で確認され、本誌で未報告